

## リーチサイト等への対応に関する主な論点と進め方

平成29年7月

### 1. 対応すべき悪質な行為の範囲

#### (1) 民事

本小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち一定の悪質な行為については、現行法上も損害賠償請求に対象となり得るとの意見が多く出されたところである。

他方、差止請求に関しては、現行の著作権法の解釈として差止めを認めることが困難であるとの意見が多く出され、間接侵害一般に係る議論との関係については、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、緊急に対応する必要性の高い行為類型を取り出して検討を行い、それ以外の間接侵害一般に対する差止請求に関する議論については、将来の課題として引き続き解釈に委ねるとの方向で概ね意見の一致がみられたところである。

このような議論の経過を踏まえ、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、差止請求権の対象として特に対応する必要がある行為類型はどの範囲か、について議論を行う。

#### (2) 刑事

本小委員会では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち一定の悪質な行為については、現行法上も著作権侵害の幫助として刑事罰の対象になり得るとの意見が多く出された。一方で、現行法の解釈に関する意見として、著作権侵害罪の幫助の可能性が十分にあるものの、どういった行為について処罰を下すべきかを明確にした方が良いのではないかと意見等が示されているところである。

このような議論の経過を踏まえ、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為のうち、刑事罰の対象として特に対応する必要がある行為類型はどの範囲か、について議論を行う。

〔参考1〕第2回小委員会でのヒアリングにおける主な意見等

〈対応策に関する意見等〉

- 適法なサイトへのリンクが常に張られるべきだが、それが可能になる前提として正規流通がインターネット上に国民が見られる形で置かれている必要があること、また、国民の著作権に関するリテラシーの向上というところも併用して対策を行うべき。…【ヤフー株式会社】
  - リンクを張る行為自体はインターネットの基本的な技術であり、これを規制することは、健全に合法に運営されているインターネットの掲示板、SNS、ほかのサービスが違法になってしまう可能性も十分にはらんでいるように感じる。インターネットのエコシステム全体に悪影響を及ぼせかねない法的なフレームワークに対しては懸念を表明する。【グーグル合同会社】
  - …違法なコンテンツそのものに対して対策を急ぐべきではないか。【グーグル合同会社】
  - 法執行機関が直接海賊版サイトを捕まえるということも非常に重要である。…【グーグル合同会社】
  - 便利で内容も充実していて、かつ合法的な代替手段をユーザーに届けることが海賊版と闘う重要な対策の一つと考えている。【グーグル合同会社】
  - ブログ、SNS、CGM サービスその他ウェブサービスを提供する事業者としては、パッチワーク的にリーチサイトに対応するよりも、間接侵害一般についての議論を深めることを希望している。…【テレコムサービス協会】
  - 実効性のある海賊版被害対策としては、悪質な違法アップロードサイト自体を直接取り締まるべき。海外にあるサーバーに対しても、捜査共助、司法共助の枠組み、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)が運営する監視・削除センターを活用すること、違法アップロードサイトの収入減である広告収益を絶つ方法も有効なのではないか。【テレコムサービス協会】
  - 仮に追加的な対応を行って、リーチサイトに相当するような記事を迅速に削除できるようにしたとしても、ブログなど無料で簡単に立ち上げられるため、削除のイタチごっこになるだけで、海賊版被害対策の実効性は低いのではないか。【テレコムサービス協会】
  - リンク行為への規制を拡張するのではなく、違法アップローダー、違法アップロードされたコンテンツの削除で対処すべき。【インターネットユーザー協会】
- (規制対象の範囲に関する意見等)
- 例えば SNS、Twitter、ブログなどで自分の好きな曲などに対する感想や評価などとともにリンクを投稿する行為などは、インターネットユーザーの中で一般的に行われている行為となっており、このような行為までもが法規制の対象となるということは、表現の自由の観点からも厳に避けなければならないのではないか。【ヤフー株式会社】

- …前後の表現を問わずに一律に違法となってしまうような規制をしてしまうと、本来適法であるべき行為をしようとしている国民に対して萎縮効果を生じさせるのではないか。【ヤフー株式会社】
- 対応を求める側と求められる側，求める側であっても，立場によって何を規制してほしいかというイメージに隔たりがある。…【日本知的財産協会】
- 違法コンテンツの流通への対応策を議論する場合，ステークホルダーの中で，どのような流通経路を止めたいのかを，その範囲を明確，限定的に共有して議論すべき。【インターネットユーザー協会】

## 2. 現行法における対応の可能性

1. で対応すべきとされた悪質な行為について，現行制度における対応の可能性について検討を行う。

### 〔参考2〕第2回小委員会でのヒアリングにおける主な意見等

- 現行法上でも対応が可能な悪質なリーチサイトについて，加えて新たな法制度を用いて規制する必要があるのかについては，立法事実と絡めて慎重に検討してほしい。【ヤフー株式会社】
- リーチサイトに相当するブログ記事等への対応依頼はボリューム的に無いに等しい。仮にリーチサイトに相当するブログ記事やダウンロード関連ツールへの誘導記事の対応依頼を受けた場合，会員規約にのっとって見直しを請求するなど，結果的に送信防止措置が講じられることがほとんどではないか。したがって，現時点でリーチサイトについて現行法での対応以外に追加的な対応を行う必要性は少ない。【テレコムサービス協会】
- 侵害型リーチサイトのリンク先である著作権侵害コンテンツが蔵置されているサイトへの現行法制度下での取り締まりや侵害対策に加えて，侵害型リーチサイトへの法制面での対応が必要とされるという主張がある点についても認識の共有が必要ではないか。【日本知的財産協会】

## 3. 具体的な対応策について

2. の議論を踏まえ，新たに法制度を設けることが必要であるといえるか，仮に，新たに法制度を設けることが必要であるとされた場合には，どのようなものにすべきか。

**【参考3】 第2回小委員会でのヒアリングにおける主な意見等**

- …線引きができる法規制であるならば、国民の表現の自由の萎縮効果などを加味しても、それよりも勝るべき悪質なリーチサイトへの対応として得策と思う。そのような線引きが条文によって、条文を見たときに国民が明確にできるような内容の法規制ができるのかという部分について、懸念している。【ヤフー株式会社】
- 仮に侵害型リーチサイトについて法制面での対応を行う場合には、過剰規制への強い懸念があるという点を十分御考慮し、極めて悪質なものに限って規制対象となるように要件を工夫すべきである。【日本知的財産協会】

#### 4. 留意点

これらの検討にあたっては、表現の自由へ十分に配慮するものとする。

**【参考4】 第2回小委員会でのヒアリングにおける主な意見等**

- 仮に立法事実が確認された場合も、対立利益である国民の表現の自由とのバランスを図るべく、立法事実を照らして適切な規制内容になっているのかどうか、表現の自由の萎縮にならないかどうかの点などを踏まえて、慎重に議論を進めてほしい。【ヤフー株式会社】
- リンクを含む記事が著作権侵害になり得るとなると、ユーザーには少なからず萎縮効果が生じて、表現の自由が損なわれるおそれがある。【テレコムサービス協会】
- リンクはインターネットにおける極めて重要な機能ということには、議論に参加している会社の中で異論はない。【日本知的財産協会】
- インターネットにおいてハイパーリンクは基幹技術であり、インターネットの利便性はハイパーリンクによってもたらされている。リンク行為を規制するということは、情報通信技術の発展全体に影響を及ぼす。【インターネットユーザー協会】